

(総則)

第1条 注文者及び供給者は、標記の物件の供給契約に関し、この契約書に基づき、別紙仕様書及び図面又は見本(現場説明書及び質問に対する回答書を含む。)に従いこの契約を履行しなければならない。

(権利又は義務の譲渡等)

第2条 供給者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ注文者が承認した場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。

(契約の変更)

第3条 注文者は、必要と認めるときは、供給者と協議のうえ、品質、形状、数量又は契約金額を変更することができる。

2 供給者は、注文者の指定する期限までに内訳明細書を添えて物件供給契約変更請書を提出しなければならない。

(分割納入)

第4条 注文者は、必要と認めるときは、供給者に対し、当該物件の分割納入を求めることができる。

(物件の引取り)

第5条 供給者は、既に納入した物件は、引き取ることができない。ただし、注文者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(供給者の請求による納入期限の延長)

第6条 供給者は、天候の不良等その責めに帰することができない理由その他正当な理由により納入期限内に契約の履行を完了することができないときは、注文者に対して遅滞なくその理由を明らかにした納期延長申請書をもって納入期限の延長を求めることができる。

2 注文者は、前項の規定による申請があった場合において、必要があると認められるときは、納入期限を延長しなければならない。

3 注文者は、納入期限の延長が注文者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は供給者に損害を与えたときは必要な費用を負担しなければならない。

(注文者の請求による納入期限の短縮等)

第7条 注文者は、特別の理由により納入期限を短縮する必要があるときは、供給者に対して書面をもって納入期限の短縮を求めることができる。

2 前2項の規定による場合において、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又は供給者に損害を与えたときは必要な費用を負担しなければならない。

(納入期限の変更方法)

第8条 納入期限の変更については、注文者と供給者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、注文者が定め、供給者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、注文者が供給者の意見を聴いて定め、供給者に通知するものとする。ただし、注文者が納入期限の変更事由が生じた日(第6条の場合にあっては注文者が納入期限変更の請求を受けた日とし、前条の場合にあっては供給者が納入期限変更の請求を受けた日とする。)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、供給者は、協議開始の日を定め、注文者に通知することができる。

3 注文者は、納入期限の延長又は短縮を行うときは、この契約の履行のために従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により履行が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(契約金額の変更方法等)

第9条 契約金額の変更については、注文者と供給者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、注文者が定め、供給者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、注文者が供給者の意見を聴いて定め、供給者に通知するものとする。ただし、注文者が契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、供給者は、協議開始の日を定め、注文者に通知することができる。

3 この契約の規定により、供給者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に注文者が負担する必要な費用の額については、注文者と供給者とが協議して定める。

(検査及び引渡し)

第10条 供給者は、物件を納入するときは、物件納品書を注文者に提出し、注文者の指定する検査職員(以下「検査員」という。)の検査を受けなければならない。ただし、注文者がその必要がないと認めるときは、物件納品書を省略することができる。

2 検査員は、前項に規定する物件の納入があったときは、その日から10日以内に供給者の立会いのうえ物件の納入を確認するための検査を完了しなければならない。ただし、これにより難しいときは、15日以内とする。

3 物件の引渡しは、前項に規定する物件納入検査に合格した時に完了するものとする。

4 物件の所有権は、前項に規定する引渡し完了をもって注文者に移転するものとする。

5 目的物の引渡し前に生じた損害は、すべて供給者の負担とする。

6 供給者は、物件が第2項の規定による検査に合格しないときは、直ちに取替えその他必要な措置を講じ、検査員の検査を受けなければならない。この場合においては、取替え等の完了を物件の納入とみなして第1

項から第4項までの規定を適用する。

- 7 検査員は、第2項の規定による検査に当たり、必要があると認めるときは、物件目的物を分解若しくは試験して検査することができる。この場合において、当該検査及び復旧に要する費用は、供給者の負担とする。
(契約代金の支払)

第11条 供給者は、物件目的物が前条第2項の規定による検査に合格したときは、書面をもって契約代金の支払を請求することができる。

- 2 注文者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から30日以内に契約代金を支払わなければならない。
3 注文者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の規定による期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の規定による期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
4 注文者は、第2項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、期限を45日まで延長して支払うことができる。
(注文者の解除権)

第12条 供給者が次の各号のいずれかに該当する場合において、注文者が相当の期間を定めて是正催告をしたにもかかわらずその期間内に是正されないときは、注文者は、この契約を解除することができる。

- (1) 納入を納入期限内に完了しないとき又は納入期限経過後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。
(2) 正当な理由なく、第17条第1項の履行の追完をしないとき。
(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反(社会通念に照らして軽微であるものを除く。)したとき。
2 注文者は、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
(1) 第2条の規定に違反してこの契約に係る契約代金債権を譲渡したとき。
(2) 目的物を納入することができないことが明らかであるとき、又は納入することを拒絶する意思を明確に表示したとき。
(3) 第17条第1項の履行の追完をすることが著しく困難であることが明らかであるとき。
(4) 特定の日時又は一定の期間内に目的物を納入しなければ契約をした目的を達することができない場合において、目的物を納入しないでその時期を経過したとき。
(5) 第13条第1項又は第2項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
(6) 供給者(供給者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(供給者が個人である場合にはその者を、供給者が法人である場合にはその役員又はその支店等

の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この号において同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら契約を締結したと認められるとき。

キ アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)において、注文者が供給者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらずこれに従わなかったとき。

ク この契約に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令)が確定したとき。

ケ この契約に関して刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき(供給者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人について刑が確定したときを含む。)

- 3 注文者は、第1項各号又は前項各号に掲げる事項が注文者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前項の規定による契約の解除をすることができない。

- 4 注文者は、物件が納入されない間において、第1項又は第2項の規定によるほか必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により供給者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(供給者の解除権)

第 13 条 注文者がこの契約に違反 (社会通念に照らして軽微であるものを除く。) した場合において、供給者が相当の期間を定めて是正催告をしたにもかかわらずその期間内に是正されないときは、供給者は、この契約を解除することができる。

2 供給者は、第 3 条の規定により品質、形状又は数量が変更されたため契約代金額が 3 分の 2 以上減少したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

3 供給者は、前 2 項に掲げる事項が供給者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、同項の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第 14 条 注文者は、第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定によりこの契約を解除したときは、既納部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたものは注文者に帰属し、当該引渡しを受けた既納部分に相当する契約金額を供給者に支払わなければならない。

2 注文者は、前項の規定により供給者に支払う契約金額を算定しようとするときは、供給者に対し、検査の場所、期日及び時刻を文書又は口頭により通知して検査の立会いを求めて行うものとする。この場合において、供給者が不明その他の事由により通知することができないとき又は通知しても検査に立ち会わないときは、注文者は、立会人のいないまま当該契約金額の算定を行い、検査に立ち会わない供給者は、注文者が算定した契約金額に異議の申出をすることができない。

3 第 10 条第 7 項の規定は、第 1 項の検査について準用する。

4 第 1 項の場合において、次条第 2 項の違約金があるときは、当該違約金を既納部分に相当する契約金額から控除することができる。

(注文者の損害賠償請求等)

第 15 条 注文者は、供給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を供給者に請求することができる。

(1) 納入期限内に納入を完了することができないとき。

(2) 目的物に瑕疵 (かし) があるとき。

(3) 第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定により物件の納入後にこの契約が解除されたとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、供給者は、契約代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として注文者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、注文者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定により物件の納入前にこの契約が解除されたとき。

(2) 供給者がこの契約の履行を拒否し、又は供給者の責めに帰すべき事由によって履行不能となったとき。

(3) 供給者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法 (平成 16 年法律第 75 号) の規定により選任された破産管財人がこの契約を解除したとき。

(4) 供給者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) の規定により選任された管財人がこの契約を解除したとき。

(5) 供給者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) の規定により選任された再生債務者等がこの契約を解除したとき。

3 第 1 項各号又は前項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる事項が社会通念に照らして供給者の責めに帰すべき事由によるものでないときは、前 2 項の規定は適用しない。

4 第 1 項第 1 号に該当する場合であって、注文者が損害の賠償を請求するときの請求額は、契約代金額から出来形部分に相当する契約代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律 (昭和 24 年法律第 256 号) 第 8 条第 1 項に規定する財務大臣が定める率 (以下「遅延防止法で定める率」という。) により計算した額とする。

5 第 2 項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、注文者は、当該契約保証金又は担保をもって第 2 項の違約金に充当することができる。

6 第 2 項の規定は、注文者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、注文者がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

(供給者の損害賠償請求等)

第 16 条 供給者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を注文者に請求することができる。ただし、当該各号に掲げる事項が社会通念に照らして注文者の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りでない。

(1) 第 13 条第 1 項又は第 2 項の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、注文者がこの契約による債務の履行をしないとき。

2 注文者の責めに帰すべき事由により第 11 条第 2 項の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、供給者は、未受領金額につき遅延日数に応じて契約締結の日における遅延防止法で定める率により計算した額の遅延利息の支払を注文者に請求することができる。

(瑕疵担保)

第 17 条 注文者は、引き渡された目的物に瑕疵 (種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものをいう。以下同じ。) がある場合は、供給者に対し、当該瑕疵の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請

求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、この限りでない。

2 前項の場合において、注文者が相当の期間を定めて履行の追完についての催告をしたにもかかわらずその期間内に履行の追完がないときは、注文者は、その瑕疵の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不可能であるとき、又は履行の追完を拒絶する意思を供給者が明確に表示したとき。

(2) 特定の日時又は一定の期間内に納入しなければ契約をした目的を達することができない場合において、供給者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、注文者がこの項本文の催告をしても履行の追完がされる見込みがないことが明らかであるとき。

3 注文者は、引渡しを受けた日から2年以内に供給者に対して請求の根拠を示して瑕疵について履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下「追完請求等」という。)をすることができる。ただし、引渡しを受けた日から2年以内に供給者に対して瑕疵の内容を通知した場合は、当該通知から1年以内に追完請求等を行うことができる。

4 前項の規定を適用する場合は、民法第637条第1項の規定を適用しない。ただし、瑕疵が供給者の故意又は重過失により生じたものであるときは、この限りでない。

5 注文者は、引き渡された目的物の瑕疵が注文者の指示により生じたものであるときは、当該瑕疵を理由とした追完請求等を行うことができない。ただし、供給者がその指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(賠償の予約)

第18条 供給者は、この契約に関して第12条第2項ク又はケのいずれかに該当することとなった場合は、注文者が契約を解除するか否かにかかわらず賠償金として契約代金額の10分の1に相当する額を注文者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約を履行した後も同様とする。ただし、注文者が特に必要ないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、注文者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、注文者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

第19条 供給者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を注文者の指定する期間内に支払わないときは、注文者は、その支払わない額に注文者の指定する期間を経過した日から契約代金の支払の日までの日数に応じ、契約締結の日における遅延防止法で定める率により計算した利息を付した額と、注文者の支払うべき契約代金額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、注文者は、供給者から遅延日数につき契約締結の日における遅延防止法で定める率により計算した額の遅延利息を徴収する。

(秘密の保持等)

第20条 供給者は、本契約の履行に際し知り得た注文者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約の終了が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第21条 削除

(補則)

第22条 この契約について、注文者と供給者との間に紛争を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、葉山町契約規則によるほか、必要に応じて注文者と供給者とが協議して定める。